

# ハヤヨミ！ 看護政策 No.326

都道府県看護協会長 様  
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部  
2021年6月17日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## ワクチン接種における役割分担を議論 —ワクチン接種に関する検討会—

公開可

### ◎役割分担、違法性阻却などを議論 ワクチン接種に関する検討会

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が迅速かつ円滑に進められることが求められていることを受け、5月31日に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会が開催された。検討会では、①ワクチン接種体制における各医療関係職種の効果的・効率的な役割分担の在り方について②現行法でワクチン接種が認められていない臨床検査技師と救急救命士の接種について、違法性が阻却されるかについて検討された。

本会の井本常任理事は資料を基に「看護師が足りないという報道が大々的にされているが、ワクチン接種に協力したいという意向があり、研修を修了している看護師はまだ多くいる。その他、現在、診療所や訪問看護ステーションなどで勤務する看護職からも土日も含め、勤務日以外の協力希望の照会が多く寄せられている。柔軟な働き方が可能な求人を出し、マッチングを進めることで、看護師の確保が進み、打ち手不足も解消できる」と意見した。その上で、ワクチン接種を安全に進めるためには役割分担が不可欠であることや、接種会場でのマネジメントの重要性についても言及した。本会の説明に続いて、他の構成員からも「接種会場のフローのどこの部分にどれくらいの人員が足りないのかを明確にする必要がある」という意見が多く出された。これに対し、座長は「不足している地域はあり、備えておく必要がある」として、本日の意見を踏まえて事務局で整理をすることを提案し、了承された。6月4日付けで本検討会に関する通知が各関係機関宛に発出されているのでご確認いただきたい。(執筆：井本常任理事)

### ◎ワクチン接種会場への看護師派遣などを議論 医療部会

6月3日に医療部会が開催され、1.良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（医療法等改正法）の成立について 2. ワクチン接種会場への看護師派遣について、が議題とされた。医療法等改正法の実施に向け①医師の働き方改革②医療関係職種の業務範囲の見直し③新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置づけ④外来医療機能の明確化・連携について今後具体的に検討していく。委員の井伊副

＜お問合せ先＞ 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

会長は「外来医療の機能の明確化」について、各県の外来医療計画のいくつかに看護に関わる検討課題が上がって入ることを指摘した上で、今後 WG で検討する際には看護の機能や課題についてもデータに基づき検討してほしいことを要望した。「ワクチン接種会場への看護師派遣について」は、各都道府県看護協会でもワクチン接種の研修を行っており求職者登録はあるが、求人がないことから、厚生労働省からも各市町村へ更なる周知の要望をした。各委員からも「潜在看護師がいるなか、歯科医師等へ打ち手を拡大しなければならないのか、看護協会の力を借りるべき」「専門職確保するためには従来のルールの下でのマッチングも重要であり国としてサポートすべき」などの意見が出された。(執筆：吉川常任理事)

## ◎救急救命士法改正を受け医療機関に求める体制整備・研修を議論 救急災害医療提供体制等の在り方検討会

6月4日、第24回救急災害医療提供体制等の在り方検討会が開催された。検討会では、救急救命士法の改正を受け①医療機関に求める体制整備②救急救命士が救急外来で救急救命処置を行う前に受講が義務付けられる研修について検討がなされた。

①体制整備については、救急救命士に救急救命処置を行わせる医療機関に対し、ア) 構成員会の設置(医療安全等の既存の委員会が兼ねることも可) イ) 救急救命処置の範囲や指示する医師等についての規定の整備 ウ) 国の示す研修項目を踏まえた院内研修の内容の指定及び受講記録の保管 エ) 救急救命処置録の記載・検証及び必要に応じてイ) やウ) の見直し、の4項目を求める提案がなされた。②研修については、改正救急救命士法では「あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより(略)厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならない」と規定されているが、事務局からは「院内研修」が提案された。

この事務局案に対し、構成員からは「①は具体的に何をどのように体制整備するかのモデルを示すべき。②研修は医療機関だけに任せるのではなく、eラーニングがあると良い。関係学会で①②を揉んでもらうのはどうか」と提案された。この提案に大多数の委員が賛同し、関係学会も引き受ける意向を示した。本会からは「現場では看護師も協働するため、検討に加えてもらいたい」、体制整備については、「現場の看護師からは『どのように救急救命士と連携・協働していけば良いのか』と不安や戸惑いの声が多く寄せられており、ガイドラインの作成をお願いしたい」意見し、その方向で議論が進んだ。本内容については引き続き同検討会で継続議論の予定。(執筆：井本常任理事)

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。